

高額療養費自己負担額引き上げ

● 高額療養費とは

国民健康保険で診療を受ける場合、医療費の三〇％(退職被保険者は二〇％)を負担するだけですみますが、最近医学の進歩に伴って高度な医療技術が開発され、高額な医療費を必要とする場合が少なくありません。三〇％を負担するだけといっても、その額はきわめて大きなものになり、個人的に負担することが困難な場合が出てきます。そのような場合に対処するため、一定額以上の医療費は国民健康保険が負担することに決められています。これが「高額療養費制度」です。

- 高額療養費には、
- ① 通常の場合
 - ② 年4回以上の支払いをしたときの多数該当の場合
 - ③ 月2回以上支払ったときの合算の場合
 - ④ 長期療養が必要な病気に對しての特定疾病の場合
- の四つがあります。このうち、通常の場合と多数該当の場合については自己負担限度額が平成五年五月診療分から下記のように引き上げられました。合算と特定疾病についてはこれまでと変わりません。
- ▽問い合わせ
保険課国保係(内線242)

● 高額療養費の自己負担限度額

<p>① 通常の高額療養費</p> <p>1人の人が、1カ月に、1つの医療機関に、63,000円(住民税非課税世帯の人は35,400円)以上の医療費を自己負担して支払った場合、63,000円を超えた額は国保から払い戻されます。</p> <p>※改正前・60,000円(33,600円)</p>	<p>② 年4回以上の支払い(多数該当)</p> <p>1つの世帯で、高額療養費に該当する医療費を過去12カ月間に4回以上支払った場合、4回目以後から、37,200円を超えた額が全額払い戻されます。この場合、住民税非課税世帯の人は24,600円を超えた額が払い戻されます。※改正前・34,800円(23,400円)</p>
<p>③ 世帯合算のケース(合算)</p> <p>1つの世帯で1カ月に30,000円(住民税非課税世帯の人は21,000円)以上の医療費の支払いが2回以上ある場合は、合算して63,000円を超えた額は、後で払い戻されます。</p>	<p>④ 長期療養を要する病氣(特定疾病)</p> <p>療養に要する期間が著しく長く、かつ一定の高額な治療を継続して受けなければならない、人工透析が必要な慢性じん不全については「特定疾病療養受療証」を病院の窓口へ提出すると、1カ月10,000円以内の支払いですみます。</p>

文化会館自主事業

あなたへ直接ご案内

市民文化会館では、自主事業のPR効果を高めるため、六月から登録制を用いて情報を提供していきます。登録者は事業のパンフレットの郵送サービスなどを受けられます。あなたも登録してみませんか。

あなたの名前が登録されると

- ☆自主事業に關したパンフレット、チラシ類が郵送で直接お手元へ配布されます
- ☆自主事業の入場券を、電話予約などで優先的に確保できます(ただし、事業の内容によっては適用されないことがあります)
- また、枚数が制限される場合があります

登録のしかた

市民文化会館、市役所市民課、各公民館等にある登録申込書に必要事項を記入し、申込書が置かれていた最寄りの窓口へお届けください。申込書は郵送しても結構です。

- ▽応募受け付け・6月7日から※今年度登録を受け付けるのは、先着順に1,000人です。
- 早めにご応募ください
- ▽登録料・無料です
- ▽問い合わせ
市民文化会館 ☎ 49-7066

○ これからの文化会館自主事業 ○

- ◇ 吉岡秀晃 ANY TIME ANY WAY クインテット
 - 新進気鋭のジャズコンサート 7月26日(月)
 - ◇ 直純先生の 楽しいおしゃべり コンサート
 - 気軽なクラシック 8月22日(日)
 - ◇ トリオ・イエペス公演
 - スペイン情緒豊かなギターステージ
- 11月12日(金)